

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(市との契約に関する遵守事項)</p> <p><u>第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2の趣旨の規定を尊重し、議員、その配偶者若しくは親族(1親等内の血族及び姻族をいう。)又はこれらの者が実質的に経営に携わる法人その他の団体は、市との工事等の請負契約、業務委託契約及び物品購入契約を辞退しなければならない。</u></p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては<u>法第18条</u>に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(審査の請求)</p> <p>第4条 市民又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあつては<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第18条</u>に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署を、議員にあつては2会派以上かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求をすることができる。この場合において、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第5条～第10条 略</p>